

教職員の倫理綱領解説

1. 『教職員の倫理綱領』の意味

「綱領」は、私たち教職員の全員が、改めて教育の原点に立ち返り、自浄能力を發揮して誠実に自己点検し、自己改革に立ち上がる決意を表明するものです。

同時に、平成25年度に「開校」する愛知黎明高校の教育理念、人間観、生徒観、学力観、学校観を明示し、私たちの志を内外に宣言するものです。

当然、「綱領」は、教育に関する世界史的到達点と愛知私学の教育運動、そして数年来検討してきた本校の基本路線（「未来型学力に挑む」）を踏まえたものであることは言うまでもありません。

以上の観点から綱領は次のように位置づけられます。

- ① 愛知黎明高校の職場憲法—最高位の法—である。
- ② 愛知黎明高校の教育宣言—理念の表明—である。
- ③ 新カリキュラム、教育内容、教育方法を策定する際の羅針盤である。
- ④ すべてにわたって自己点検し、自浄作用を發揮するための掟である。

2. 教職員に求められる高い倫理性

(1) 高い感銘を起こさせる普遍性のある道徳的理性的特質

教師に求められる倫理性は「(教育という)労働に内在している高い感銘を起こさせる普遍性のある道徳的理性的特質」ということになりましょう。教師の労働は、(神ではなく)生身の人間が人間の生命及び成長に直にかかわるという過程ですから、まさに高い倫理性が求められます。むしろ、それが前提となって労働が成立することが社会的了解事項となっているというべきでしょう。

(2) 無謬を意味するのではない

ただし、高い倫理性＝無謬性ではありません。教師が指し示す見解なり理論なりが常に唯一の正解ではありませんし、生身の人間がまったく間違いを起こさないなど不可能です。逆に、唯一の正解はないし、勘違いやミスはある、だからこそ、別の見解や理論の存在を認め、心して取り組み、チェックしあい、メタ認知を働かせ、自己刷新していくのだという決意と実践が求められるわけです。倫理性とは、思想性とも、民主性とも、生きざまともいえるべきもので、決して徳目を暗記していることではありません。

(3) 「倫理綱領」は羅針盤

カリキュラムも、キャンパスも、スクール・ユニフォームも、校名も、みな大切

な要素です。それらは、何に基づいて決められ、何を表現するのでしょうか？大もとが定まらないでは決めようがありません。また、私たち教職員がどの方向を向いて努力すればいいのかバラバラでは未来はありません。「綱領」はその羅針盤です。

3. 「綱領」に込められた4大原則

(1) 生徒の尊厳の尊重

「生徒はダイヤモンド」に示されるように、人間教育の原点。

(2) 生徒の最善の利益

① まず世界史的到達点

ア) 初出は1924年9月26日の国際連盟総会。

「人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う」。

イ) そして、有名な『世界人権宣言』(1948年12月10日、国連総会)

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」(第1条)

ウ) 1959年11月20日、国連総会での『児童権利宣言』

「子どもの最善の利益について最高の考慮が払われなければならない」(第2条)

The best interests of the child shall be the paramount consideration

エ) 1989年の『子どもの権利条約』

「子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする」(第3条ほか)

オ) 以後、「子どもの最善の利益」が国際的な法的判断基準

※ちなみに、「子ども(child)とは、18歳未満のすべての者をいう」(第1条)と定義されています。

② 教職員の倫理性の根本としての「子どもの最善の利益」

「子どもの最善の利益」という概念は、国際条約を貫く基本理念として、立法・司法・行政機関を理念的に拘束しています。立法上の価値基準、裁判上の解釈基準、さらには行政、社会福祉や教育上の行為の基準となるわけです。教育上の行為の基準、つまりは指導理念ですね、それが、「子どもの最善の利益」(かどうか)なわけです。まさに教職員に求められる倫理性の根幹に位置するわけです。

③ 親の「教育権」や教員の「教育の自由」との関係は？

親は権利として「親の教育権」をもち、教員も「教育上の自由」を享有しています。けれども、こうした権利や自由は、親や教員自身の利益を図るためのものではなく、「子どもの利益や福祉を実現するために与えられた権利や自由」なので、「子どもの最善の利益」に強く拘束されます。つまり、「子どもの最善の利益」は

「人間の尊厳」とともに最高位の倫理基準といえます。

④ 現場での行動指針に

授業であれ、部活動であれ、生活指導であれ、保護者との面談であれ、教育活動にあたっていると、様々な場面に出くわし判断に迷うことがあります。また、問題行動をめぐる学年会や職員会議でも、複雑であったり、深刻であったり、何を基準に判断すればいいのか、迷うことは少なくありません。

倫理綱領草案の冒頭項目に、生徒の尊厳の尊重に続いて生徒の最善の利益を掲げたのは、私たちの判断の軸（＝倫理）に、もう一度、改めて「生徒の最善の利益」を据えなおそうということです。

「これがこの子の最善の利益に合致するか？」と自問する。

「その子の最善の利益」のために、叱るべき時は叱る、ほめるべき時はほめる。自分たちに都合のいいことより「生徒たちの最善の利益」を優先する。

「生徒の最善の利益」のために、必要ならば内規やシステムも見直す。

「生徒の最善の利益」のために働くことが私のやりがいだと誇れる。

そんな理想論…ですか？ もちろん完璧になんてできないけど…

患者のために看護師ががんばるように、生徒のために私たちは働く。

それが結局自分のためになる。…情けは人のためならず…

命を守るために病院があるように、人間の成長のために学校はある。

40年をこえる年月、ずっと“人間教育”を掲げてやってきたこの愛知黎明高校。それを今改めて確認し合おうではないか、という提案なわけです。

⑤ 結局、「子どもの最善の利益」とは

子どもの最善の利益とは、調和のとれた発達を実現することであり、そのために愛情あふれる環境の中で成長することであり、人間的発達に不可欠な学習にしっかりと取り組めることです。甘やかすことでも、権利ばかり主張して他者と協力しない子を許すことでもありません。学習してないのに単位を認定することでもありません。「未来型学力」を獲得することというカッコつけすぎですか…

(3) 差異の尊重…「同質均等」から「異質対等」へ

第3の柱として、「差異の尊重に根差した新しい倫理が求められて」（パウロ・フレイレ『希望の教育学』P. 221）います。

① 平等、公平・・・とりわけ教育の場において強く求められる倫理原則です。本草案第3項も「生徒を一人として取り残さない」としています。ただし、平等や

公平が「同質」にすりかえられてしまい、結果、生徒の尊厳や最善の利益が侵害される事態が時として発生します。

- ② 「生徒を一人として取り残さない」とは、生徒を全員同質化するというのではなく、それぞれちがいのある生徒たちの誰一人も見放さない、という決意の表明です。
- ③ みんなちがって みんないい・・・たしか、金子みすゞさんの詩の最終行にこんなフレーズがありました。こういう価値観を「多文化主義」といいます。彼女は、つらくて短い生涯を生きながら、時代をつかんでいたんだなあと感服します。
- ④ 世界は、多文化共生の時代。異なる文化や価値観をもつ者同士が、他者の考えには賛同できないけれども他者がその意見を表明することは尊重するという合意の上で、たたかい（意見をぶつけあい）、共存のための地点を探しあう時代です。
- ⑤ いじめや激しい蹴落とし合いの成立と同質性の間には鋭い相関関係があります。逆に、「みんなちがってみんないい」という価値観は、対話と民主主義の土壌となります。また、全国展開されている協同学習のバックボーンでもあります。
- ⑥ 異質を受け入れ、差異の尊重に基づいて対話し、行動するという倫理性が生徒の中に育たなければなりませんし、そのためには、教職員にそうした目的にふさわしい教育実践上の行動基準（倫理性）が求められているわけです。

(4) 学習権の尊重

- ① 学習は、人間が人間として生きるために不可欠な手段です。
- ② それは、基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的です。
- ③ ですから、あらゆる教育活動の中心に学習活動を位置づけ、
- ④ 学習活動によって、生徒を自分の歴史をつくる主体にかえていくのが学校の役割です。

<p>金子みすゞ「草原の夜」</p> <p>ひるまは牛がそこにいて、 青草たべていたところ。 夜ふけて、 月のひかりがあるいてる。 月のひかりのさわるとき、 草はすつとまたのびる。 あしたもごちそうしてやろと。 ひるま子どもがそこにいて、 お花をつんでいたところ。 夜ふけて、 天使がひとりあるいてる。 天使の足のふむところ、 かわりの花がまたひらく。 あしたも子どもに見せよう。</p>
--

(注) 平成 25 年度より愛知黎明高校に校名変更